

ため池防災減災対策推進事業（団体営）の事業内容

対象事業	対策名	対象要件	事業主体	県補助（交付）の概要
調査推進事業	ため池点検	農業用に供されているため池を対象に、計画的に防災対策を推進するために行う点検調査を行うもの。ただし、平成25年度以降に国庫補助事業による点検が実施されていないものに限る。	市町	市町負担と同額以内。
	ため池ハザードマップ作成	ため池が決壊した場合において、周辺住民等へ被害に係る氾濫解析、浸水想定図を基に関係住民によるワークショップを実施し、万の場合の初動作動や避難ルートの検討等を行うもの。	市町	
	ため池防災・減災システム整備	ため池の監視体制の強化や防災活動を支援するための簡易な機器を整備するもの。 （例）水位計、水位ゲージ、テレメータ、警報装置、サイフォン、緊急放流装置		
	ため池防災訓練支援	ため池ハザードマップに基づいた防災訓練等、避難体制の整備を確立するもの。（ため池決壊時の浸水深を示す看板設置費を含む。） ※補助の上限は10万円とする。		
保全対策事業	旧農業用ため池廃止	ため池決壊時に人家、人命に影響がある等、防災上危険なため池の貯水機能を廃止するもの。	市町、集落、土地改良区	市町負担と同額以内。
	ため池管理道整備	ため池の管理に必要とされる道路を新設・改良するもの。ただし、表面改良（アスファルト、コンクリート、砕石舗装）のみの改良は対象としない。		
	ため池浚渫	次の(1)から(2)のいずれの要件とも該当すること。 (1) 集水流域内の自然的、社会的な変状を要因とした堤内の堆砂に対し、防災面から従前の機能を回復するために必要な堆積泥土の除去を行うものであること。 (2) 日本型直接支払（多面的機能支払）の協定書で、対象とするため池に関する取組を選択している活動組織が管理するため池であること。または、水落しを毎年実施する等ため池の管理体制の強化に努めることが確実である組織が管理するため池であること。 ※補助の上限は400万円とする。		
ため池整備推進交付金	ため池整備推進交付金	平成27年度～31年度までに県営事業で事業採択された地区の整備事業の地元負担金相当額を対象とし、10万円/戸を越える部分に対し漸増方式で助成するもの。交付金は事業完了の翌年度に交付する。	事業申請人	交付率は漸増（50～90%）

※本事業は国庫補助事業の対象とならないものが対象となります。